社団法人

第7号

2012年2月23日発行

VSCO(Victim Support Center Okayama)機関誌



# 

岡山県警察本部長 原 信造

犯罪被害者やその家族、遺族は、犯罪により、命や財産を奪われ、大けがを

し、かけがえのない家族を失うといった直接的な被害にとどまらず、「二次的被害」に苦しめられるなど、困難な状況に直面することとなります。

国においては、犯罪被害者等の権利利益の保護を図ることを目的に、平成16年12月に犯罪被害者等基本法が制定されました。また、平成17年12月には、被害者支援施策の総合的かつ計画的な推進を図るための犯罪被害者等基本計画が閣議決定され、それらを基に、刑事裁判の場で被害者が被告人に質問したり意見を述べる制度、刑事裁判を利用して被告人に対して損害賠償を命じる制度など、新たな施策が次々と実現されてきました。そして、昨年3月には、犯罪被害者団体や被害者支援団体等から寄せられた要望を踏まえて、第2次犯罪被害者等基本計画が策定され、その着実な実施が求められております。

県内では、平成23年4月、岡山県が県レベルでは 全国で4番目となる被害者支援条例を施行しました。 また、平成22年12月に、岡山市が政令指定都市で は初となる条例を制定したのをはじめ、全ての市町 村において被害者支援条例制定に向けた積極的な 取組みが進められれています。これらの条例には、被 害者支援の基本的理念や住民、事業者の責務など を明確に規定するとともに、犯罪で自宅に住めなく なった被害者等への住宅の提供、被害者の心身の 回復のための医療サービスの提供など、被害者を支 援するための具体的な施策が数多く盛り込まれてお り、被害者支援への取組みが大きく前進しています。 このように、犯罪被害者等を支援するための枠組 みは整備されてきましたが、今後は、如何に実を上げ ていくかということが大きな課題であると思います。

警察は、犯罪被害者等に被害直後から深く関わる機関として、被害者と一緒になってその憤りや悲しみを共有しながら、捜査を進める中で、事情聴取や実況見分への立ち会い、再被害防止のための防犯カメラの設置やパトロール、性犯罪の被害者に対する医療費等の公費負担、犯罪被害者等給付金の支給など、被害者の視点に立った様々な支援を行っています。

しかし、犯罪被害者等基本法の基本理念にある必要な支援を途切れることなく行うには、個々の機関がそれぞれの支援を行うのではなく、警察、行政、民間支援団体などが相互に連携し、被害者を支えていくことが重要です。

民間被害者支援団体は、様々な困難を抱える被害者のニーズに即した支援を行われており、犯罪被害者等が再び平穏な生活を回復するまでの途切れのない支援を実現するために不可欠な存在です。

社団法人被害者サポートセンターおかやま(VSCO)は、昨年3月29日付けで岡山県公安委員会から犯罪被害者等早期援助団体の指定を受けられ、被害直後から被害者や遺族にアプローチして支援することが可能となり、大きな期待が寄せられております。

VSCOには、引き続き被害者の心情に配意したきめ細やかな支援にご尽力をいただき、社会全体で被害者を支え、安全で安心な岡山県の実現に向けて、ご活躍を期待しております。

VSCOは、「地域の力で被害者の支援を」を合言葉に、犯罪被害者を支援する岡山県の民間団体です

## 女子大生の 45%が性被害を経験 ~アンケート結果(中間報告)~

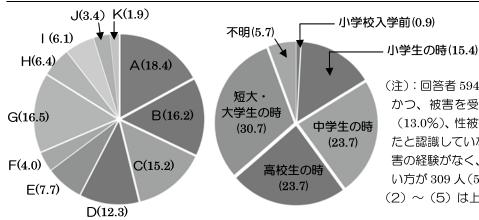
VSC0 では、内閣府の「地域における男女共同参画連携支援事業」の一環として、2011 年 10 月、岡山県内の 4 大学計 1311 人の女子大生を対象に、性被害に関するアンケート調査を実施しました。

回答者数は 594 人(回収率 45.3%) です。以下は、その結果の一部で、詳細は 2012 年 3 月中に発表する予定です。

### (1) 次の性被害に関する経験は?

- A 性的な意味合いを含む言葉での嫌がらせや、からかいを受けた。
- B 男性にしつこくつきまとわれたり、あとをつけられたりした。
- C 無理やり、すりよられたり、抱きつかれた。
- D 男性の性器や裸、また自慰行為を見せられた。
- E 無理やりキスされた。
- F 男性の性器、お尻、肛門などをさわるように強制された。
- G 無理やり、胸、お尻、太ももなどをさわられた。
- H 無理やり、乳首や性器をさわられた。
- #理やり、のしかかられたり、服を脱がされそうになった。性交されそうになった。
- J 自分の意に反して性交された。
- K A~J 以外の性的被害を受けた。

### (2) その経験の内容・割合と経験した時期は?(複数回答:()内は%)



(注):回答者 594 人のうち、性被害の経験があり、かつ、被害を受けたと認識している方が 77 人 (13.0%)、性被害の経験があるが、性被害を受けたと認識していない人が 176 人 (29.6%)、性被害の経験がなく、性被害を受けたと認識していない方が 309 人 (52.0%)、無回答の方が 32 人です。 (2)  $\sim$  (5) は上記 77 人の方の回答内容です。

594

どの経験もなし

329 人

(55.4%)

いずれかの

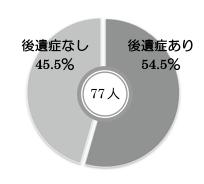
経験あり

265 人

(44.6%)

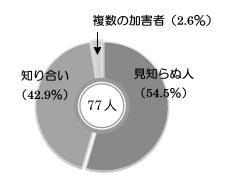
### (3) 最も不快な・傷ついた性被害の後に生じた後遺症(複数回答)

□摂食障害の傾向があった ····· 11.7%	
口薬物・アルコールに依存する傾向 $\cdots$ 1.3%	
口手首を切るなど、自分を傷つけるようなことをしてしまった ・・・・・・ 7.8%	
口死んでしまいたいと思うことがあった ・・・・・・・・・・・・・・・・・ 14.3%	
口性欲を抑えられなかった ・・・・・・・・・・・・・・ 5.2%	
□何か重要な記憶を失っていた気がする	
口性的被害の経験が、自分の意思とは無関係に生々しく甦る ・・・・・・・ 28.6%	
口性的な被害経験のことについての夢を見た ・・・・・・・・・・・ 13.0%	
口眠りにくい、夜中に何度も目が覚めた	
口ものごとに集中できなかった ・・・・・・・・・・・・16.9%	
口過呼吸、息苦しさなどが生じた・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
ロセックスができなかった・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
口加害者に対して復讐することばかりに気をとられた ・・・・・・・・ 5.2%	
口加害者を、絶対的な存在であるかのように感じてしまった $\cdots 1.3\%$	
□親密な人間関係(友人関係や恋愛関係など)を持てなかった ・・・・・・ 14.3%	
口未来への希望をもてなかった ・・・・・・・・・・・ 7.8%	



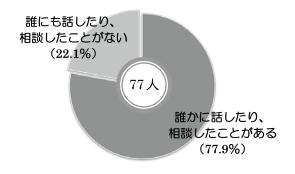
### (4) 最も不快な・傷ついた性被害につき、被害の回数と加害者との関係は?(複数回答)

被害の回数	見知らぬ人	知り合い	複数の加害者
1回だけ	69.7%	27.6%	2.6%
2~50	28.6%	71.4%	0.0%
6~100	0.0%	0.5%	0.0%
11回以上	0.0%	0.4%	0.0%



注)知り合い:友人、恋人、家族、教師、同級生など

### (5) 最も不快な・傷ついた性被害につき、被害後の相談は?(複数回答)

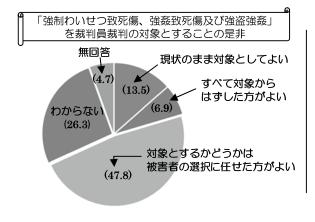


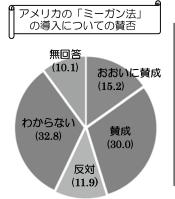
相談した相手	人数
□親	25 人
□親以外の家族・親族	12 人
□友人・知人	44 人
□学校の先生(養護の先生を含む)	13 人
□警察へ届けた	14 人
口その他	6 人

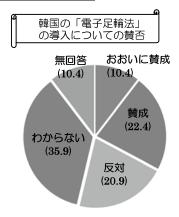
### (6) 被害者支援制度の認知度

594 人を対象に	知らない	聞いたこ とがある	知っている
岡山県警察に「性犯罪 110 番」が設置されていること	81.0%	5.9%	1.2%
性犯罪の場合には、原則として、被害者からの事情聴取・証拠採取・捜査状況の連絡など を女性の警察官が行うこと	57.7%	28.8%	11.4%
性犯罪被害にかかる、初診料・診断書料・緊急避妊費用を公費で負担する制度があること	88.6%	7.4%	2.0%
自宅が性犯罪の現場となった場合などに、公営住宅へ転居できる制度があること	95.5%	1.7%	0.8%
性犯罪の場合には、刑事裁判は、被害者の氏名等を明らかにしない方法で行われること	59.6%	24.1%	14.1%
刑事裁判において、性犯罪の被害者が証言する場合には、証人の遮へい、ビデオリンク方式、証人への付き添いなどの制度があること	77.8%	13.1%	6.9%
強制わいせつ致死傷、強姦致死傷などの事件では、被害者が刑事裁判に参加して、法廷で 検察官席の隣に着席したり、被告人や情状に関する証人に質問したり、裁判官に意見を述 べるなどのことができる制度があること	79.1%	12.6%	6.2%
VSCO という民間の支援団体があること	93.8%	3.0%	1.2%
VSCO では、性的被害からの電話・面接相談や被害者が生きる力を取り戻すために必要なさまざまな支援活動をおこなっていること	93.6%	3.2%	1.0%

### (7)裁判員裁判やミーガン法等の導入について(594人を対象に・・()内は%)







# ·····VSCOZO14305505

2011年3月~2012年2月



#### **2010年度第2回通常総会** 2011年3月19日(土)

「犯罪被害者等早期援助団体」にふさわしく、一層の支援と組織の強化を目指し、犯罪被害者の視点に立脚しつつ、地域の総合力を生かした活動を展開するための2011年度の事業計画・予算を可決しました。(「早期援助団体」については、6ページをご覧下さい)。

**2011年度第1回通常総会** 2011年5月28日(土)

2010年度事業・決算報告と2011年度補正予算が承認されました。

理事会も毎月精力的に開催し、活発に議論を重ねました。



2011年度第1回通常総会





直接支援の中には自助グループ支援もあり「性暴力被害」と「交通事故・殺人事件遺族」の2つのグループがそれぞれ月1回と隔月でグループ会を開催しております。また、被害者本人や遺族の方による対外的な活動として少年院や刑務所等における講演活動に参加したり、各種フォーラムやシンポジューム等にも登壇して頂くなど被害者の生の声を直接発信しております。

被害発生直後の当面の経済的支援を目的に設立したVSCOの支援基金は、2011年中9件対応しております。 また、全国支援ネットワークの「被害者緊急支援金」からは2件受給しております。(相談・直接支援については5ページをご覧下さい)



被害者支援員養成講座(岡山県後援)を次のとおり開催しました。

基礎講座 2011年4月23日~6月18日 全6回

中級講座 2011年7月 2日~9月 3日 全6回

その結果、支援員の構成は次のようになりました。

2011年10月1日現在、犯罪被害相談員5名、犯給金申請補助員2名、電話·面接相談員22名、直接支援員18名、自助グループ支援員3名。



継続研修は、毎月1回、弁護士を中心に事例検討を行ったり県警等から講師をお招きし、支援のあり方について研修しております。また、ミニカウンセリングは、毎月1回心理カウンセラーを中心に心理学の先生や犯罪被害当事者等を講師に招き、事例に基づいたロールプレイや支援マニュアルによる勉強会等を開催しました。



・全国ネットワーク中国・四国ブロック研修会:第1回に7名、第2回に2名参加。 ・全国ネットワーク全国研修会:春期に2名、秋期に3名参加。



岡山市からの受託事業として6月25日に「犯罪被害者支援を考える市民の集い」を開催、10月23日には備中県民局との協働事業として高梁市で「被害者の声を聴いて下さい」〜シンポジュウムとライブ&トーク〜を実施、また、犯罪被害者週間中の11月30日には、内閣府23年度地域における男女共同参画連携支援事業の一環として、「性犯罪被害の根絶を目指して」、基調講演・シンポジュウムを開催すると共に、岡山県内の4大学の女子学生を対象に「性犯罪被害の実態と支援施策に関する認識」についてのアンケート調査を実施しその結果(中間集計)の報告をしました。(詳細は、2ページ・8ページをご覧下さい)。



フォーラム



VSCOの活動報告・開催事業の案内などを中心に、必要に応じメールやチラシにて情報発信すると共に岡山駅前で一般市民向けにビラ配りをしています。

その他ホームページはほぼ毎月内容更新すると共に、各地区のケーブルテレビ、FM局、ロータリークラブ、ライオンズクラブ等での卓話を通じ、広報啓発活動につとめています。

## 被害者支援活動の実施状況

2011年1月~12月分

### 1 電話相談

■年間相談件数(継続相談を含む) 258(月平均21)

### 面接相談

- ■年間相談件数(継続相談を含む) 34(月平均2.8)
- ■面接相談の端緒

電話相談後 30 他機関の要請 4 計	34
---------------------	----

### 2 相談の内訳

■男女別相談件数(継続相談を含む)

男	68	女	224	不明	0	計	292
---	----	---	-----	----	---	---	-----

### ■相談(被害)内容(継続相談を含む)

被害内容	件数	被害内容	件数
殺人·傷害致死	15	交通被害	11
強盗	1	暴力団犯罪	1
性的被害	77	悪質商法・ヤミ金	12
いじめ・虐待	4	財産的被害	17
暴行·傷害	20	その他の犯罪	21
DV	18	犯罪被害以外	84
ストーカー	11	計	292

### 3紹介(件数)

VSCOの協力弁護士	8	県女性相談所	6
岡山弁護士会	1	県消費生活センター	19
LA岡山	2	その他の「岡山被害者支援・	7
法テラス岡山地方事務所	10	相談ネットワーク」加盟機関	/
精神科医	ω	上記以外の機関	15
臨床心理士	0	計	71

# 相談電話 (086) 223-5562

毎週月〜土曜(午前10時〜午後4時) 祝日・年末年始は休みます

相談・支援は無料、秘密厳守

### 8 年度別実施件数

一段加大旭叶奴								
期間	電話相談	面接相談	紹介	裁判支援等	生活·心·自助の支援	犯給金	VSCO支援基金	全国ネット支援金
2006.3~2006.12	127	17	53	26	5	0	-	-
2007.4~2007.12	165	10	56	49	28	2	-	-
2008.1~2008.12	301	32	132	150	84	0	13	-
2009.1~2009.12	240	46	102	69	82	0	7	1
2010·1~2010·12	254	41	100	55	116	1	48	7
2011.1~2011.12	258	34	71	75	108	2	a	2

### 4 専門家への橋渡し・裁判支援(回数)

専門家相談への付添	18	優先傍聴席の確保	0	
専門家との連絡調整	11	遺影の持込	0	
被害届·告訴状の作成·提出	0	冒頭陳述の内容告知	0	
警察との連絡調整	1	公判記録の閲覧・謄写	0	
警察への付添	3	証人の遮蔽・ビデオリンクなど	0	
被害者連絡制度の利用	0	意見陳述のサポート	2	
検察庁との連絡調整	1	法テラスへの付添	0	
検察庁への付添	13	民事裁判·家事調停等への	0	
被害者通知制度の利用	0	付添等		
不起訴記録の開示	0	仲裁センターへの付添	0	
検察審査会への申立など	0	出所情報の確保	0	
岡山県女性相談所への付添	1	再被害の防止	0	
保護命令申立など	0	物品の供与·貸与	0	
裁判所との連絡調整	0	警告等の申立のサポート	0	
刑事裁判・審判への付添	16	VSCOでの打ち合わせ・調査	8	
代理傍聴	1			
小計	65	小計	10	
슴計				

### 5 生活支援・心の支援・自助グループ活動の支援(回数)

自宅訪問	4	関係機関連絡会議への出席と連携	2	
身の回りの世話	2	公営住宅の確保等	1	
病院への付添	2	雇用等斡旋のサポート	1	
マスコミ対応	4	引越し等	1	
精神科医の紹介·付添	71	生活保護・生活資金の確保	3	
カウンセリング等	2	在留資格の確保等	0	
エイズ検査への立会	2	自助グループの開催	15	
計				

### 6 犯給金等申請の補助(申請した件数)

犯給金申請のサポート	0
犯罪被害者遺児等に対する奨学金 給付のサポート	2
計	2

### 7 支援基金(支給した件数)

VSCO犯罪被害者支援基金の給付	9
全国ネット被害者緊急支援金	2

# 早期援助団体って何ですか?

ーVSCOは、早期援助団体の指定を受けた民間団体です。-

Q. 早期援助団体って何ですか?



A. 早期援助団体は、犯罪被害者等(被害者やその 家族・遺族)に対して、支援を適正・確実に行うことが できるとして、都道府県公安委員会から指定された 民間団体です。

犯罪被害者等の支援に関する法律により、犯罪被害者等の支援に取り組む民間団体の**中核的存在**として位置づけられています。



Q. 早期援助団体は、何をするのですか?

A. 被害者等が同意すれば、被害者等の氏名・住所・犯罪被害の内容などを、 警察本部長等が、早期援助団体に知らせます。

早期援助団体は、事件後すぐに、被害者等のもとへ駆けつけて寄り添い、被害者等のニーズに沿った支援活動を始めます。



Q. なぜ、そのような制度が必要なのですか?



A. 犯罪被害等を受けた直後の被害者は、混乱やショック状態にあって、自分から支援を求めることができづらいからです。また、支援してくれる民間団体が、信用できる団体なのか、プライバシーを守ってくれるのかなどわからないため、支援を求めることを躊躇することもあります。

しかし、**犯罪直後から適切な支援**を受けると、被害が軽くすんだり、被害者の立ち直りが早いのです。このことは、欧米や韓国・台湾でもよく知られており、被害直後の支援が実現しています。

Q. 早期援助団体の指定を受けるのは、むずかしいのですか?

A. 早期援助団体については、国家公安委員会規則及び都道府県公安委員会の審査基準で、厳しい指定基準が定められています。

VSCOは、2011年3月29日に岡山県公安委員会から早期援助団体の指定を受け、2012年1月1日現在、24名の支援員が力を合わせて活動を展開しています。

# 県下の全市町村で 犯罪被害者支援に特化した条例を制定 2011年度中に

不幸にして犯罪の被害に遭われた方が、悲しみ・怒り・喪失感から立ち直り生きる力を取り 戻されるためには、様々な支援が必要ですが、なかでも、行政による総合的な生活支援は、大 変重要です。

岡山県下では、VSCOの働きかけもあって、2010年12月に岡山市が政令指定都市では初めて、2011年3月には総社市が、いずれも、犯罪被害者等基本法をベースに、被害者支援に特化した単独条例を制定されました。岡山市が設置された、ワンストップサービスとしての総合相談窓口では、早速、傷害事件のケースで大変お世話になりました。傷害による後遺症で会社勤めが出来なくなったことで、医療費・生活費の公費負担や保健福祉制度の活用と、車椅子生活になったための住宅の問題など、総合相談窓口で一括対応してもらうことができ、この方は大変助かったと喜んでおられます。また、総社市では、被害直後の緊急時に役立てるため、別途支援金に関する条例を制定して頂き、いざというときの備えができました。

このように、被害者支援条例の制定は、被害者が自立していくための大きな支えとなることは勿論、職員の意識も変わり、被害者支援の大きな一歩となります。

VSCOは、岡山市や総社市の制定で力を得て、岡山県下すべての被害者が同じように支援を受けられることを願って、県下市町村に力の及ぶ限り、条例制定のお願いをしてきました。

また、岡山県も、全国都道府県では4番目の条例制定となり、岡山県警とともに、県下市町村へ働きかけて下さり、2011年度中には県下のすべての市町村で条例が制定される運びとなりました。本当に、被害者にとって、また、支援団体にとって大きな喜びです。

今後VSCOでは、被害者支援の現場から、これらの条例の理念に則ってよりきめ細やかな支援施策が充実していくよう、各市町村に働きかけていく決意です。同時に、支援施策の啓発を始め、自治体職員の意識が「被害者の視点に立った支援」に育って行くことを願っています。

(すでに条例が制定された市町村・2012年1月現在)

岡山市、総社市(〇)、西粟倉村、新庄村、奈義町、吉備中央町、和気町(〇)、矢掛町、備前市(〇)、鏡野町、里庄町、早島町、津山市、勝央町、新見市、高梁市、瀬戸内市(〇)、 美作市、久米南町、美咲町、浅口市

(以上21市町村、制定順、○は支援金に関する規定があるもの)

(2011年度中に制定を予定している市)

倉敷市、玉野市、笠岡市、井原市、赤磐市、真庭市(以上6市)

# 『性犯罪者対策の課題─性犯罪者の 再犯防止と社会の安全─講演要旨』

慶應義塾大学法学部教授 太田 達也

以下は、2011年11月30日(木)ルネスホール(岡山市)で開催したフォーラム「性犯罪被害の根絶を目指して」(内閣府「地域における男女共同参画連携支援事業」)の基調講演の要旨です。太田先生、ありがとうございました(編集部)。

#### I性犯罪者の再犯防止

社会の中に潜む犯罪者の、最初の犯罪を未然に防ぐということは大変困難なことです。しかし、法務省の調査によって全犯罪の6割が「犯罪を繰り返す3割の犯罪者」によって行われていることが明らかになっています。ですから、一度罪を犯して刑務所へ収監された後社会へ戻った者の再犯を防ぐことで犯罪の総量をかなり減らすことができ、こうした元受刑者の再犯防止策をとることが、犯罪予防という観点からすれば効果的であり効率が良いと言えます。

特に、性犯罪者の場合、再犯率が高いため、再犯の予防が重要となります。日本には再犯率の厳密な統計はないため、元受刑者の再入率(ふたたび刑務所へ戻ってくる数の割合)で犯罪者の再犯状況を見ることになりますが、性犯罪者の出所後5年以内の再入率は26%となっています。このうち満期釈放された性犯罪者の再入率は50%と極めて高く、再犯のおそれがないとして仮釈放された性犯罪者でさえ再入率は17%もあります。

#### Ⅱ 性犯罪事件と裁判員裁判

性犯罪の場合、その犯罪によって致死あるいは致傷になった場合は裁判員裁判の対象となるのですが、裁判員裁判の量刑を職業裁判官のみで裁判を行った場合と比較してみると、平均値あたりに集中する傾向があり、性犯罪被告事件でも懲役5年を超え9年以下が多くなっています。但し、顕著な特徴として、量刑理由のなかに受刑中の処遇プログラムを希望する旨の付言が付くようになったことが挙げられます。このように刑事裁判においても性犯罪者の個別予防や再犯防止への関心が高まることは喜ばしいことであり、近年、刑務所や保護観察においても性犯罪者に特化した処遇が行われるようになっています。

### Ⅲ性犯罪受刑者の処遇

しかし、明治時代に作られた監獄法には受刑者に 処遇を義務付ける根拠規定がなく、幾ら受刑者に問 題があっても、処遇を矯正することはできませんでし た。そこで、平成18年と19年の立法で監獄法を廃止 し、「刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関す る法律」を制定した際、「改善指導」として受刑者に 処遇を義務付けることができるようにしました。こうした 処遇義務化に反対する実務家や研究者が多いのも 事実ですが、この法律を根拠として、現在、性犯罪受 刑者に対しても認知行動療法に基づくプログラムを 実施していますし、仮釈放後の保護観察においても、 平成20年に制定された更生保護法により、特別遵守 事項として性犯罪者に体系的な処遇を行うことがで きるようになっています。但し、処遇の実施方法や検 証など、まだ運用上の問題が山積しており、特に仮釈 放後の保護観察が短すぎ、またプログラムの実施も5 回に止まるといった課題が残されています。

### IV 仮釈放制度の課題

仮釈放とは、一定の刑期が経過し(有期刑の場合 刑期の3分の1、無期刑の場合は10年)、受刑者に 改悛の状が見られる場合に、決められた刑期より前 に仮に釈放するという制度です。戦前には犯罪者へ の「恩典」と考えられていましたが、現在は、社会の中 で犯罪者を指導・監督したり、補導・援護しながらその 再犯防止と更生を図るための期間を設けるための制 度と考えられています。

その仮釈放に付される受刑者の割合が、近年、低下しつつあります。被害者の立場からすれば仮釈放など許せないということになるでしょうし、先の更生保護法においても仮釈放について被害者が意見を述べることができる制度が導入されていますが、仮釈放にならないとなると、その僅か数か月から半年後には

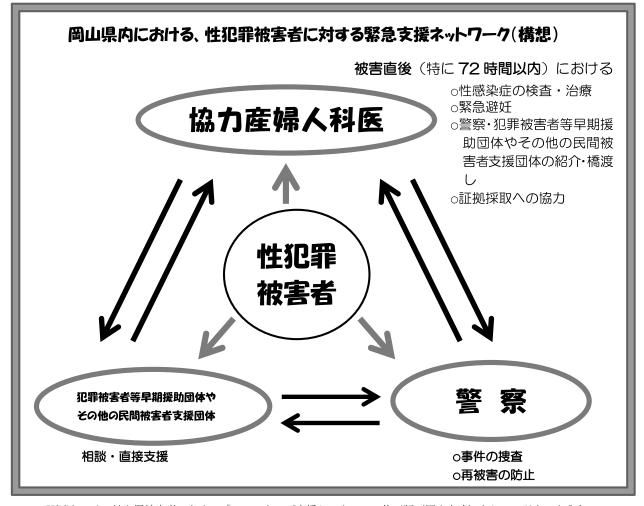


満期釈放になってしまい、釈放後に(元)犯罪者を監督することも、指導することもできなくなってしまいます。 仮釈放が被害者の方の心情にそぐわないことは確かでしょうが、犯罪者の再犯を防止するためには極めて重要な制度で、そこにジレンマがあります。

さらに、仮釈放にした後の監督期間、即ち保護観察期間にも問題があります。日本は残刑期間主義と呼ばれる仮釈放時点で残った刑期の間だけ保護観察を行うという制度をとっているので、保護観察期間が余りに短く、そのため、仮釈放になった受刑者が保護観察期間終了後に再犯を犯すものが多くなっています。海外には、仮釈放後、対象者の処遇の必要性に応じて最大5年までの期間、社会内処遇を行うことができるという制度(考試期間主義)があり、私は、これは釈放後もっとも再犯リスクの高い期間を指導・監督できるという大変優れた制度であると思うのですが、日本では、これは人権侵害であるとの根強い反対意見があり、論議すらされてきません。

### V 新しい制度の導入

現在、この問題を一部解決するための法案が国会 に提出されています。「刑の一部執行猶予」と呼ばれ る制度です。これは裁判所が刑を言い渡す時、たとえ ば3年の刑の場合、このうち2年は刑務所の中で執行 するが(実刑部分)、残りの1年を猶予する代わりに(猶 予刑)、最大5年までの期間を猶予期間とし、必要に応 じて保護観察をつけることができるというものです。刑 務所から出る時点が満期でないため、必ずその後に 社会内処遇をつけることでき、また実刑部分で仮釈放 にする場合でも、実刑部分の残刑にプラス猶予期間 (ないし保護観察期間)が加わるため、一定の期間、 社会内処遇を行うことができます。つまり、これによって、 残刑期間主義の限界と満期釈放の問題を「一部 | 解 決することができることが期待されているわけです。こ の制度は3年以下の軽い刑を言い渡すときにしか適 用されませんが、それでも、明治38年の執行猶予制度 創設以来の画期的な刑罰制度の新設と言ってよい かと思います。早期の成立が期待されます。



VSCOでは、性犯罪被害者のための「ワンストップ支援センター」の修正版(岡山方式)として、以上のようなネットワークの実現を関係機関・団体に呼びかけており、2012年1月26日現在、少しずつ実を結びつつあります。

## あなたの力を貸じて下さい

# 被害者支援員養成講座(VSCO主催、岡山県後援)を受講 してみませんか?

犯罪のない、安全で安心な社会の実現は、国民 すべての願いです。しかし、近年理不尽な犯罪が 後を絶たず、犯罪被害者の多くは、その権利を尊 重されていないばかりか、十分な支援を受けられ ず、社会の中で孤立することを余儀なくされてい ます。また、犯罪による直接的な被害にとどまらず、 その後の二次的な被害に苦しめられることも珍し くありません。

私たちが2003年11月にこのセンターを立ち 上げて以来、犯罪被害者等基本法の成立や裁判へ の被害者参加制度、裁判員制度など、法制度も 徐々に整備されてきました。

私たちVSCOも現在では支援員計24名が、電 話相談員・直接支援員等として日々活動していま す。しかし支援を求める被害者の方は多く支援員 が足りません。

そこでこのたび、2012年度の被害者支援員養 成講座を開催し、支援員(第8期生)の候補となっ ていただける方を募集することになりました。「被 害者が苦しみ悩んでいるのを人間として放ってお けない」と思われるあなたのご応募を待っていま す。(研修委員会の判断で受講をお断りすることも あることを予めご理解下さい。)

### 基礎講座

定員 50名 講座回数 6回

会 場 きらめきプラザ(岡山市北区南方)

12,000円(資料代込み、初回一括) 受講料

申込締め切り 4月20日(金)申込用紙は下記サイトから

開講式、支援員体験談、被害者支援の歴史、VSCOの活動など 第1回 4月21日(土)午後

第2回 4.5月中 刑事裁判の傍聴と解説

第3回 5月12日(土)午後 交通事故被害者のサポート(被害者遺族、県警の立場から)

5月26日(土)午後 第4回

性暴力・DV・ストーカー被害者のサポート

6月 9日(土)午後 第5回 第6回 6月23日(土)午後 児童相談所の働き、経済的被害の回復について 講演「最愛の息子の命を奪われた母の立場から」、閉講式

基礎講座修了者(原則皆勤の方)の中から希望で(研修委員会の審査あり)

# 中級講座

定員 20名 講座回数 6回

受講料 6,000円(資料代込み、初回一括)

第1回 7月 7日(土)午後

7月21日(土)午後 第2回 第3回 8月 4日(土)午後

7.8月中 第4回

8月18日(土)午後 第5回

第6回 9月 1日(土)午後 開講式、特別講演「支援員のストレスとサポート」 電話相談の基礎、自分自身を知りましょう

電話相談の実際一ロールプレイを通じて-検察庁見学(裁判傍聴を含む)

直接支援の実際(1)

直接支援の実際(2)、支援マニュアル、閉講式

本人の希望と面接(9月2日)、VSCOの審査



## 被害者支援補助員として登録

詳しくは、VSCOホームページ

**VSCO** 



## 仲間になりませんか!

VSCOでは、会員を募集しています。 正会員 個人1口 10,000円 会費は、 団体1口 30,000円

## サポーター大募集中!

賛助会員 個人1口 2.000円 団体1口 10.000円

1口から、何口でもOKです.

お問い合わせは事務局かHPへ!

岡山県公安委員会指定·犯罪被害者等早期援助団体 全国被害者支援ネットワーク加盟・民間支援団体

## (社)被害者サポートセンターおかやま

〒700-0818 岡山市北区蕃山町1-20 事務局

岡山県開発公社ビル1階

電話·FAX (086)223-5564 E-mail vsco@vsco.info

公式サイト http://vsco.info

# 社被害者サポートセンターおかやま (VSCO)

## 会 員 名 簿 (2012.2.1.現在 50 音順 敬称略)

会員の皆様、いつもご支援ご協力ありがとうございます。今後とも、よろしくお願い 申し上げます。

### 正会員

〔個人〕

氏 名	職業等
逢沢 一郎	衆議院議員
荒木 信之	弁護士
安藤 清和	会社役員
安藤れい子	
家野 昌子	非常勤講師
一井 暁子	岡山県議会議員
板野 次郎	
井上 健三	弁護士
井上 志乃	7.6.2
井上雅雄	   弁護士
猪原真弓	71 版工
植田敬三	
植田心壮	  元岡山市立オリエント美術館長
宇高了介	九岡田印立オリエンド美術館技   株式会社エイトコンサルタント社員
内田 満里	
采女 富子 梅田 梅玉	
梅里 伸正	二、江郊中田、安議院詳田
江田 五月	元法務大臣 参議院議員
大内茂	会社役員
大角 昌子	A +1/0.00
小川 健	会社役員
奥田 哲也	弁護士
小野 静子	
改発 邦彦	明誠学院高等学校副理事長
金澤豊子	
岸本 保	
桐野 忠夫	
髙祖日出夫	髙祖酒造株式会社代表取締役
小阪美穂子	主婦
佐古 信五	岡山県議会議員
佐藤 真治	岡山県議会議員
菅形 俊孝	備前焼窯元 天地窯
菅波 茂	AMDA 代表
陶浪 保夫	弁護士
髙井 崇志	衆議院議員
高橋 茂	
高橋 園子	
高原 勝哉	弁護士
高原 太郎	
高原 俊彦	  岡山県議会議員
田尻祐二	岡山市議会議員
田中紀章	鳥取市立病院院長
谷博子	教師
種田和英	弁護士
田野壽	弁護士
Пты 😐	/ I

氏	名	職業等
田淵	<u>- 2</u> - 浩介	
<u> </u>		弁護士
		衆議院議員
津村   寺田	啓介	水
	和子 敬明	
友野		
長井	孝介	岡山市議会議員
中島	豊爾	公務員
永瀬	隆一	有限会社ナガセ
	博史	∠= τ <sub>0</sub> = ⇒ 1
中原	清克	行政書士
新谷	恭二	リースキン岡山東代表
萩原	誠司	(>=++1
長谷川		弁護士
林	茂樹	
原	<u>功一</u>	医師
播間		主婦
東	隆司	弁護士
姫井由		参議院議員
平井	昭夫	弁護士
平松	敏男	弁護士
平松	泰江	
藤井	軍二	
藤浪	秀一	弁護士
堀井	茂男	慈圭病院院長
前原	幸夫	税理士
松木	秀夫	社会保険労務士
松村	健生	会社員
松村号	<u> </u>	正琴演奏者・みゅーじっくらいん琴友夢代表
松山	正春	医師
真邉	和美	女性問題アドバイザー
水内	淳一	
宮田	公人	高梁市議会議員
宮本由		弁護士
村田	吉隆	衆議院議員
森	伸子	
森	陽子	心理カウンセラー
森崎岩	之助	
森本	治雄	税理士
森脇	正	弁護士
安田	寛	弁護士
山本	裕士	内科医
山本美	津子	
吉澤	國治	税理士
吉次	立身	
若林	久義	会社役員
H 111	/ \70	-1-1/2/

以上の外に匿名希望の方 26 名、合計 116 名の方々です。

## 正会員

〔団体〕

· 晚電業株式会社	株式会社 サンエイシステム
医療法人 創和会	合資会社 らりっくす
株式会社 フジワラテクノアート	明誠学院高等学校

以上6団体です。

### 賛助会員

〔個人〕

い回ノくノ	
池田	俊介
池畑	甫
池本し	おり
石井	光子
井上	徳子
猪木	健二
井村	誠
岩下	卓
岩津	安圀
	昌吾
上野	清巳
大熊	公平
大熊	昌子
太田垣	弘枝
大塚	泰玄
岡﨑	弘子
小倉	弘行
尾嶋	政江
鬼木の	ぞみ
垣下	大輔
片山	和良

片山	幸子	
片山	洋一	
加藤	紀文	
加藤	裕士	
金澤	典子	
金島	尚子	
川上	章義	
木口	兵衛	
黒瀬	治樹	
蔵野ӭ	美佐子	
桑田	優子	
小林	清次	
斎藤	亜美	
崎本	敏子	
左居	康雄	
佐藤	悦子	
佐藤	圭子	
佐棟	敏男	
沢田	直子	
芝田	正剛	
神土	純子	

菅田美	紗子
菅形	基道
杉谷	妙子
鈴木	知恵
高塚	延子
高原佳	代子
高原	正明
高原	理紗
高山	憲三
武居	俊郎
谷川	敏夫
達野	克己
谷正	太郎
垂水	エミ
寺田	和子
寺田加	1代子
長尾ハ	重子
長崎	司
中島	_
中塚	多聞
中村	弘文

中村	正	章	
中山	淳	子	
野中		武	
野中	わか	な	
長谷	川曜	子	
花田	雅	行	
羽場	頼三	郎	
羽村		昇	
東原		子	
平野	利	彦	
平松	知	枝	
福田	通	雅	
藤田	紀美	子	
藤原	恭	子	
藤原	悠紀	子	
船田	幸	枝	
本城	宏	_	
松島	重	綱	
丸山	美奈	子	
水川	美代	子	
三浦	<u> </u>	男	

三島	佑香	
光岡	孝志	
光畑	俊行	
三原	誠介	
神子戸		
三宅	洋子	
森	明子	
森	恒	
森川	幸子	
森寺	克好	
山崎	崇行	
山下	剛平	
山田	成一	
山本	賢昌	
山本	俊介	
横田	悦子	
吉田	尚三	
吉本	公子	
若井た	う子	
渡辺	節夫	

以上の外に匿名希望の方 78 名、合計 182 名の方々です。

### 〔団体〕

(LIP)
e.k コンサルタント
医療法人なかの歯科クリニック
うどん亭さいとう
岡山県損害保険代理業協会
お食事が一でん 花食
株式会社山陽新聞社
株式会社ケイエムアドシステム
株式会社廣栄堂
株式会社中国銀行
株式会社トマト銀行
株式会社ピアーズ
株式会社ワンク通商
更生保護法人 備作恵済会古松園

財団法人 慈圭会 慈圭病院
非特定営利活動法人 岡山県福祉まちづくり協会コミュティハウス・ピア
備北信用金庫
弁護士法人 岡山パブリック法律事務所
ナカシマプロペラ
三井住友海上火災保険株式会社 岡山支店
みのるホテル事業株式会社
有限会社アタックプロデュース
有限会社土屋コンピューター会計
有限会社ニューカンヌ美容室
有限会社フレイズ
有限会社ヘルパーステーション菜の花

以上の外に匿名希望6団体、合計31団体です。